

悪質商法から高齢者を守る！

化粧品電話勧誘
～無料商法

『化粧品の無料サンプル』の電話勧誘に気をつけて！



事例

先日、「化粧品の『無料サンプル』を送ります。」と電話勧誘があり、無料ならと思い、無料サンプルを送ってもらった。その後、化粧品の購入を迫る電話勧誘が何度もあり、あいまいに返事をしてしまったところ、後日、高額な化粧品が大量に請求書と一緒に送られて来た。

返品しようと思い業者に電話をしたが、つながらなかった。

アドバイス

- ・電話で勧誘された際、商品を買うことに承諾した場合は、契約は成立します。しかし、契約書を受け取ってから8日以内であれば、無条件で解約ができ、支払った代金は全額返金されます。すぐに、クーリング・オフのハガキを出しましょう。
- ・ただし、使用してしまった化粧品の代金については、クーリング・オフの対象にならず、支払いが発生する可能性があります。
- ・電話勧誘販売において、一度勧誘を断った後に事業者が再び勧誘することは法律で禁止されています。

被害に遭わないために！

- 購入する意思がなければ、「いりません！」とはっきりと断りましょう。
- 身に覚えのない商品が届いたら、消費生活センターに相談しましょう。
- 判断力の不十分な高齢者は狙われやすいので、周りの方々の見守りが大切です。場合によっては、成年後見制度を利用することも検討しましょう。
- 何か困ったことがあったら、消費生活センターに相談しましょう。



わからぬことは、センターに聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL052-222-9671

土・日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437